薬 樹 会 会 則（案）

改正案	現　行
薬 樹 会 会 則	**新潟薬科大学薬学部同窓会会則**
第１章　総　　則	**第１章　総　　則**
第１条　次の各号に掲げる学部の同窓会を「薬樹会」と称する。 （1）新潟薬科大学薬学部 （2）新潟科学大学薬学部	第１条　新潟薬科大学薬学部の同窓会を「薬樹会」と称する。
第２条　薬樹会（以下「本会」という）の本部を新潟県新潟市秋葉区東島 265 番地 1、新潟科学大学内に置く。 ２　本会の目的の達成のために、都道府県ごとに支部を置く。ただし第 18 条の 2 に従うときはこの限りではない。	第２条　この会の本部を新潟県新潟市東島 265-1 番地、新潟薬科大学内に置く。 ２　この会の目的の達成のために、都道府県ごとに支部を置く。ただし第 18 条の 2 に従うときはこの限りではない。
第２章　目的および事業	**第２章　目的および事業**
第３条　本会は第 5 条各号に定める者（以下「会員」という）相互の親睦を図るとともに、後輩の指導育成につとめ、もって会員相互の繁栄と母校の発展に寄与することを目的とする。	第３条　この会は会員相互の親睦を図るとともに、後輩の指導育成につとめ、もって会員相互の繁栄と母校の発展に寄与することを目的とする。
第４条　本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。 （1）会報および名簿の発行。 （2）会員の相互扶助および親睦に関すること。 （3）後輩の指導育成に関すること。 （4）情報の交換。 （5）前各号の他、前条の目的を達成するために必要な事業に	第４条　この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。 （1）会報および名簿の発行。 （2）会員の相互扶助および親睦に関すること。 （3）後輩の指導育成に関すること。 （4）情報の交換。 （5）前各号の他、前条の目的を達成するために必要な事業に

関すること。	関すること。
第３章　会　　員	**第３章　会　　員**
第５条　本会は下記の資格を有する者をもって組織する。 （1）正 会 員……第１条各号に掲げる学部に在籍し、所定の課程を卒業、または修了した者。 （2）準 会 員……第１条各号に掲げる学部に在籍する学生またはそれに準ずる者。 （3）特別会員……第１条各号に掲げる学部の職員（退職した職員を含む）のうち、この会の目的に賛同して入会した者。 （4）名誉会員……第１条各号に掲げる学部に功労のある者で、役員会において推薦された者。	第５条　本会は下記の資格を有する者をもって組織する。 （1）正 会 員……新潟薬科大学薬学部に在籍し、所定の課程を卒業、または修了した者。 （2）準 会 員……新潟薬科大学薬学部に在籍する学生またはそれに準ずる者。 （3）特別会員……新潟薬科大学薬学部の職員（退職した職員を含む）のうち、この会の目的に賛同して入会した者。 （4）名誉会員……新潟薬科大学薬学部に功労のある者で、役員会において推薦された者。
第５条の２　正会員は、第３条の目的の達成のために努める。 ２　正会員は、第４条の事業に関する権利と議決権を有する。 ３　準会員~~は~~、特別会員および名誉会員は、第３条の目的の達成のために正会員と協力する。 ４　準会員、特別会員および名誉会員は、本会における議決権を有しない。	第５条の２　正会員は、第３条の目的の達成のために努める。 ２　正会員は、第４条の事業に関する権利と議決権を有する。 ３　準会員は、特別会員および名誉会員は、第３条の目的の達成のために正会員と協力する。 ４　準会員、特別会員および名誉会員は、本会における議決権を有しない。
第６条　会員は第10条から第12条に定める役員会（以下「役員会」という）において定める細則により、会費を遅滞なく納めなければならない。 ２　会員は氏名、住所、職務等、身上に異動を生じたときは、遅滞なく報告しなければならない。	第６条　会員は第10条から第12条に定める役員会（以下「役員会」という）において定 める細則により、会費を遅滞なく納めなければならない。 ２　会員は氏名、住所、職務等、身上に異動を生じたときは、遅滞なく報告しなけれ ばならない。
第４章　役　　員	**第４章　役　　員**
第７条　この会に次の役員を置く。	第７条　この会に次の役員を置く。

（1）顧　　問……1名 （2）名誉会長……1名 （3）会　　長……1名 （4）副 会 長……若干名 （5）書 記 長……1名 （6）幹　　事……若干名 （7）監　　事……2名	（1）顧　　問……1名 （2）名誉会長……1名 （3）会　　長……1名 （4）副 会 長……若干名 （5）書 記 長……1名 （6）幹　　事……若干名 （7）監　　事……2名
2　顧問および名誉会長は、やむを得ない事由のある場合には置かないことができる。	2　顧問および名誉会長は、やむを得ない事由のある場合には置かないことができる。
第8条　顧問は新潟科学大学学長がこれにあたり、名誉会員（新潟科学大学学長が正会員の場合はこの限りでない）とする。	第8条　顧問は新潟薬科大学学長がこれにあたり、名誉会員（新潟薬科大学学長が正会員の場合はこの限りでない）とする。
2　名誉会長は新潟科学大学薬学部長がこれにあたり、名誉会員（新潟科学大学薬学部長が正会員の場合はこの限りでない）とする。	2　名誉会長は新潟薬科大学薬学部長がこれにあたり、名誉会員（新潟薬科大学薬学部長が正会員の場合はこの限りでない）とする。
3　顧問および名誉会長を除き、役員は役員会において正会員の中から選任する。	3　顧問および名誉会長を除き、役員は役員会において正会員の中から選任する。
4　会長は幹事の互選で定める。	4　会長は幹事の互選で定める。
5　副会長は役員会に諮り、会長が幹事の中から指名する。	5　副会長は役員会に諮り、会長が幹事の中から指名する。
6　書記長は役員会に諮り、会長が幹事の中から指名する。	6　書記長は役員会に諮り、会長が幹事の中から指名する。
7　幹事および監事は相互に兼ねることはできない。	7　幹事および監事は相互に兼ねることはできない。
第9条　会長は本会を代表し、会務を統括する。	第9条　会長は本会を代表し、会務を統括する。
2　副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。	2　副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
3　書記長は会長を補佐し、事務を統括する。	3　書記長は会長を補佐し、事務を統括する。
4　幹事は役員会を組織し、事業の執行にあたる。	4　幹事は役員会を組織し、事業の執行にあたる。
5　監事は会務を監査する。	5　監事は会務を監査する。
6　役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。	6　役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第5章　会　　議	第5章　会　　議
第 10 条 会議は定時総会・臨時総会（以下「総会」という）および役員会とする。	第 10 条 会議は定時総会・臨時総会（以下「総会」という）および役員会とする。
2　定時総会は通常毎年 1 回開き、会務および収支決算を付議する。	2　定時総会は通常毎年 1 回開き、会務および収支決算を付議する。
3　臨時総会および役員会は必要に応じて随時開くことができる。	3　臨時総会および役員会は必要に応じて随時開くことができる。
第 10 条の 2　会議は会長が召集する。	第 10 条の 2　会議は会長が召集する。
2　会長は、正会員の 10 分の 1 以上の要求があったときには、総会を招集しなければならない。	2　会長は、正会員の 10 分の 1 以上の要求があったときには、総会を招集しなければならない。
3　会長は、第 7 条第 4 号から第 6 号に掲げる役員の 3 分の 1 以上の要求があったときは、役員会を招集しなければならない。	3　会長は、第 7 条第 4 号から第 6 号に掲げる役員の 3 分の 1 以上の要求があったときは、役員会を招集しなければならない。
第 11 条 総会は正会員をもって構成し、役員会は第 7 条第 3 号から第 6 号に掲げる役員をもって構成する。	第 11 条 総会は正会員をもって構成し、役員会は第 7 条第 3 号から第 6 号に掲げる役員をもって構成する。
2　会議の議長はその都度選出する。	2　会議の議長はその都度選出する。
3　会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。	3　会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。
4　会長は総会の議長を兼ねることはできない。	4　会長は総会の議長を兼ねることはできない。
第 11 条の 2　議長が必要と認めたときは、会議の構成員以外の者を会議に出席させて説明または意見を聞くことができる。	第 11 条の 2　議長が必要と認めたときは、会議の構成員以外の者を会議に出席させて説明または意見を聞くことができる。
第 12 条 役員会は次に揚げる事項を審議し、および執行する。	第 12 条 役員会は次に揚げる事項を審議し、および執行する。
（1）総会に付議する議案の準備に関すること。	（1）総会に付議する議案の準備に関すること。
（2）その他本会の運営に関すること。	（2）その他本会の運営に関すること。
第 13 条 やむを得ない事情により総会を開くことができない場合は、文書による合議採決をもって総会の議決にかえることができる。	第 13 条 やむを得ない事情により総会を開くことができない場合は、文書による合議採決をもって総会の議決にかえることができる。

第 6 章　会　　計	**第 6 章　会　　計**
第 14 条 本会の資産は次に揚げるものとする。 （1）会費 （2）その他の収入 （3）前各号より生じる果実	第 14 条 本会の資産は次に揚げるものとする。 （1）会費 （2）その他の収入 （3）前各号より生じる果実
第 14 条の 2　役員会で必要と認めるときは、臨時会費を集めることができる。	第 14 条の 2　役員会で必要と認めるときは、臨時会費を集めることができる。
第 15 条 本会の資産は会長が管理し、その管理、処分ならびに運用は役員会の議決による。	第 15 条 本会の資産は会長が管理し、その管理、処分ならびに運用は役員会の議決による。
第 16 条 本会の収支予算は役員会の議決を経て定め、収支決算は毎会計年度終了後、監事の監査を経て総会あるいは会報をもって報告する。	第 16 条 本会の収支予算は役員会の議決を経て定め、収支決算は毎会計年度終了後、監事の監査を経て総会あるいは会報をもって報告する。
第 17 条 本会の会計年度は毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。	第 17 条 本会の会計年度は毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。
第 7 章　支　　部	**第 7 章　支　　部**
第 18 条 都道府県に支部を置く。 2　都道府県の支部は薬樹会を冠し、都道府県名を付す。 3　支部の運営については当該支部の定めるところにより、薬樹会会則（以下「会則」という）および都道府県支部準則に反しないものとする。 4　支部において、規則を制定または変更した場合は会長に届け出なければならない。	第 18 条 都道府県に支部を置く。 2　都道府県の支部は薬樹会を冠し、都道府県名を付す。 3　支部の運営については当該支部の定めるところにより、新潟薬科大学薬学部同窓会会則（以下「会則」という）および都道府県支部準則に反しないものとする。 4　支部において、規則を制定または変更した場合は会長に届け出なければならない。
第 18 条の 2　当該都道府県の会員数が十分でない等の事由により、支部を置くことができない場合には、前条の規定にかかわらず、近隣都道府県との合同支部を置くことができる。 2　前項に定める支部においては、前条第 2 項の規程にかかわら	第 18 条の 2　当該都道府県の会員数が十分でない等の事由により、支部を置くことができない場合には、前条の規定にかかわらず、近隣都道府県との合同支部を置くことができる。 2　前項に定める支部においては、前条第 2 項の規程にかかわら

ず、薬樹会を冠し、地方名または地域名を付すことができる。 第 18 条の 3　第 18 条および前条の規定により支部を置く場合には、予め役員会の承認を得なければならない。	ず、薬樹会を冠し、地方名または地域名を付すことができる。 第 18 条の 3　第 18 条および前条の規定により支部を置く場合には、予め役員会の承認を得なければならない。
第 8 章　会 則 の 変 更	**第 8 章　会 則 の 変 更**
第 19 条 会則の改正には総会の承認を要する。	第 19 条 会則の改正には総会の承認を要する。
第 9 章　補　　則	**第 9 章　補　　則**
第 20 条 会則の施行にあたって、必要な細則は、役員会の議を経て会長が定めることができる。 2　前項によって定められた細則は、間近に開かれる総会において追認を受けなければならない。	第 20 条 会則の施行にあたって、必要な細則は、役員会の議を経て会長が定めることができる。 2　前項によって定められた細則は、間近に開かれる総会において追認を受けなければならない。
付　　則	**付　　則**
1　この会則は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。 2　この会則は昭和 59 年 11 月 10 日より施行する。 3　この会則は昭和 60 年 10 月 19 日より施行する。 4　この会則は平成 18 年 9 月 10 日より施行する。 5　この会則は平成 19 年 9 月 9 日より施行する。 6　この会則は令和〇年〇月〇日より施行する。ただし第 1 条、第 5 条、第 8 条第 1 項および第 2 項の規定、および第 2 条第 1 項の「新潟薬科大学」を「新潟科学大学」に改める規定は、新潟薬科大学が新潟科学大学と名称変更した日より施行する。	1　この会則は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。 2　この会則は昭和 59 年 11 月 10 日より施行する。 3　この会則は昭和 60 年 10 月 19 日より施行する。 4　この会則は平成 18 年 9 月 10 日より施行する。 5　この会則は平成 19 年 9 月 9 日より施行する。

薬 樹 会 細 則

第１条　薬樹会会則（以下「会則」という）第４条第１項に定める会員名簿は、必要に応じて発行し、この間にあっては、移動および追加会員等の名簿を発行することを原則とする。

第２条　会則第６条第１項に定める正会員の会費の額は次のとおりとする。

入会金……30,000 円

年会費…… 2,000 円

２　準会員、特別会員および名誉会員は、会則第６条に定める会費を納めることができる。

３　前項の会費の額は会則に定める役員会が決定し、第１項の額を超えないものとする。

第３条　一旦納入された会費はいかなる場合でも返還しない。

付　　則

１　この細則は昭和 56 年４月１日より施行する。

２　この細則は昭和 60 年 10 月 19 日より施行する。

３　この細則は平成 18 年９月 10 日より施行する。

４　この細則は平成 19 年９月９日より施行する。

５　この細則は令和〇年〇月〇日より施行する。

都道府県支部準則

第１条　薬樹会〇〇支部（以下「本支部」という）は、薬樹会（以下「本会」という）の下で、〇〇都道府県の区域内の本会会員

薬 樹 会 細 則

第１条　新潟薬科大学薬学部同窓会会則（以下「会則」という）第４条第１項に定める会員名簿は、必要に応じて発行し、この間にあっては、移動および追加会員等の名簿を発行することを原則とする。

第２条　会則第６条第１項に定める正会員の会費の額は次のとおりとする。

入会金……30,000 円

年会費…… 2,000 円

２　準会員、特別会員および名誉会員は、会則第６条に定める会費を納めることができる。

３　前項の会費の額は会則に定める役員会が決定し、第１項の額を超えないものとする。

第３条　一旦納入された会費はいかなる場合でも返還しない。

付　　則

１　この細則は昭和 56 年４月１日より施行する。

２　この細則は昭和 60 年 10 月 19 日より施行する。

３　この細則は平成 18 年９月 10 日より施行する。

４　この細則は平成 19 年９月９日より施行する。

都道府県支部準則

第１条　薬樹会〇〇支部（以下「本支部」という）は、薬樹会（以下「本会」という）の下で、〇〇都道府県の区域内の本会会員

（以下「支部会員」という）をもって構成する。ただし、薬樹会会則（以下「会則」という）第 18 条の 2 に従うときは、当該地方または地域の支部会員をもって構成する。	（以下「支部会員」という）をもって構成する。ただし、新潟薬科大学薬学部同窓会会則（以下「会則」という）第 18 条の 2 に従うときは、当該地方または地域の支部会員をもって構成する。
2　本支部は、10 名以上をもって組織する。ただし、会則に定める役員会で認めたときはこの限りではない。	2　本支部は、10 名以上をもって組織する。ただし、会則に定める役員会で認めたときはこの限りではない。
第 2 条　本支部は事務所を本支部区域内に置く。	第 2 条　本支部は事務所を本支部区域内に置く。
第 3 条　本支部は本支部区域内において会員相互の連携と親睦を図り、専門技術の向上、会員相互の繁栄、後輩の指導育成につとめ、もって母校の発展を助成し、あわせて豊かな地域社会に寄与することを目的とする。	第 3 条　本支部は本支部区域内において会員相互の連携と親睦を図り、専門技術の向上、会員相互の繁栄、後輩の指導育成につとめ、もって母校の発展を助成し、あわせて豊かな地域社会に寄与することを目的とする。
第 4 条　本支部に次の役員を置く。 （1）支 部 長……1 名 （2）副支部長……若干名 （3）幹 事 長……1 名	第 4 条　本支部に次の役員を置く。 （1）支 部 長……1 名 （2）副支部長……若干名 （3）幹 事 長……1 名
第 5 条　支部長は本支部正会員の中から選任された者とし、会務を把握し本支部を代表する。	第 5 条　支部長は本支部正会員の中から選任された者とし、会務を把握し本支部を代表する。
第 6 条　副支部長は本支部正会員の中から支部長に指名された者とし、支部長を補佐して本支部の円滑な運営にあたり、支部長に事故ある時はこれを代行する。	第 6 条　副支部長は本支部正会員の中から支部長に指名された者とし、支部長を補佐して本支部の円滑な運営にあたり、支部長に事故ある時はこれを代行する。
第 6 条の 2　幹事長は本支部正会員の中から支部長に指名された者とし、支部長を補佐して本支部の運営事務にあたる。	第 6 条の 2　幹事長は本支部正会員の中から支部長に指名された者とし、支部長を補佐して本支部の運営事務にあたる。
第 7 条　支部長は本支部の活動方針並びにその他の事項について、それぞれ本会会長（以下「会長」という）に報告するとともに、この定めのほか必要な事項について自ら定めることができる。	第 7 条　支部長は本支部の活動方針並びにその他の事項について、それぞれ本会会長（以下「会長」という）に報告するとともに、この定めのほか必要な事項について自ら定めることができる。
第 8 条　支部総会は支部長がこれを招集する。	第 8 条　支部総会は支部長がこれを招集する。
2　支部総会の議長は開催地代表とする。	2　支部総会の議長は開催地代表とする。
第 9 条　会議の議決事項は~~同窓会~~会則に準ずる。	第 9 条　会議の議決事項は同窓会会則に準ずる。

第 10 条 支部総会において本会の総会および役員会に提出すべき事項が決定したときは、支部長は各事項ごとに提案理由を付して、会長に提出しなければならない。 第 11 条 支部総会で議決した予算・決算その他の事項について、支部長は会長に報告しなければならない。 第 12 条 本支部の会計年度は毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。ただし、当該支部において支部会員の合意の下に定めるときは、この限りではない。 付　　則 1　この都道府県支部準則は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。 2　この都道府県支部準則は昭和 60 年 10 月 19 日より施行する。 3　この都道府県支部準則は平成 19 年 9 月 9 日より施行する。 4　この都道府県支部準則は令和〇年〇月〇日より施行する。	第 10 条 支部総会において本会の総会および役員会に提出すべき事項が決定したときは、支部長は各事項ごとに提案理由を付して、会長に提出しなければならない。 第 11 条 支部総会で議決した予算・決算その他の事項について、支部長は会長に報告しなければならない。 第 12 条 本支部の会計年度は毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。ただし、当該支部において支部会員の合意の下に定めるときは、この限りではない。 付　　則 1　この都道府県準則は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。 2　この都道府県準則は昭和 60 年 10 月 19 日より施行する。 3　この都道府県準則は平成 19 年 9 月 9 日より施行する。

趣旨説明

薬樹会の趣旨や目的等を変更することなく、文言等を訂正するため、以下に記載する理由により薬樹会会則を改定する。

1. 母校である「新潟薬科大学」が「新潟科学大学」に名称変更するため、これに対応する。（会則名称、薬樹会会則（以下「本則」）第 1 条、第 5 条、第 8 条第 1 項および第 2 項の規定、および第 2 条第 1 項の「新潟薬科大学」を「新潟科学大学」に改める規定）
2. 市町村合併や政令指定市移行等による住所の変更を反映するため。（本則第 2 条第 1 項の住所に関する規定）
3. 会の名称および会員の定義を明確化するため。（会則名称、本則第 1 条～第 4 条、第 18 条第 3 項、薬樹会細則第 1 条、都道府県支部準則（以下「準則」）第 1 条の規定）
4. 一部文言の修正・訂正のため。（本則第 2 条第 1 項、第 5 条の 2 第 3 項、都道府県支部準則第 9 条、付則 1～3 の規定）

以上